

# 準指導員・正指導員受検の皆さんへ

～願書提出にあたって～

## ■準指導員受検について

1. 顔写真はタテ3.0cm×ヨコ2.5cm（無背景・脱帽・顔が全体の1/3以上・白黒可）を2枚（願書用・受講票用）用意し、各裏面には必ず協会名・氏名を記載してください。
2. 所定の受検願書に顔写真を貼付し、必要事項を漏れなく記入した願書3部（原本+2部）と受検料20,000円を添えて、期日までに所属団体（クラブ）に提出して下さい（提出期限は各所属団体によって異なりますのでご注意ください）
3. 所属団体は記入漏れがないことを確認のうえ必要箇所を埋め、期日までに加盟団体（協会）に提出してください。（提出期限は加盟団体により異なりますので、ご注意ください）
4. 加盟団体は記入漏れや写真の貼付漏れがないことを確認し、必要箇所を埋め、1部を加盟団体控えとして残し、1名につき願書2部（原本+1部）と受検料を10月30日（土）19時までにSAK事務所に提出してください。

※会長印は協会印を基本としていますが、協会印がない場合は印を統一してください。

5. 加盟団体の承認済の場合に限り、養成講習理論1、2でも受付をします。
6. ピブには願書に記載された受検者名をローマ字で記載します。これは、講習内容を充実させるために行っておりますが、なんらかの理由によりどうしても明記してほしくない方は願書中の（匿名希望）を○印で囲んでください。
7. SAJ検定制度改定に伴う、移行措置について  
SAJにおいて準指導員検定についても単位制が導入されます。  
SAKは2006年3月より単位制を導入しており、SAJの検定制度に沿って  
① 未取得単位受検者（以下「単位受検者」という。）は、当該単位種目について受検します。  
② 取得単位の有効期限は、昨年度の受検者から、最初に取得した年度から起算して4ヶ年とします。  
但し、2009年3月までに取得した単位の有効期限は2011年3月までとします。

## ■指導員受検について

1. 受検願書は、SAJで定められた様式で3部用意してください。（2部はコピー可）  
※願書は、オフィシャルブック、SAJホームページ、SAKホームページに掲載します。SAK事務所にて配布します。
2. 受講票用として顔写真タテ3.0cm×ヨコ2.5cm（無背景・脱帽・顔が全体の1/3以上・白黒可）を1枚用意し、裏面には必ず協会名・氏名を記載してください。
3. 願書には、受検希望会場を申請する欄があります。必ず記載してください。
4. 漏れのないよう願書を作成し、受検料20,000円と顔写真を添えて期日までに所属団体と加盟団体を経由して提出してください。（各団体により提出期限が異なりますので、ご注意ください）
5. 所属団体および加盟団体の承認済の場合に限り、以下の場所で願書を受け付けます。

願書受付場所 理論養成講習会（10月23日・11月6日市従会館）願書受付コーナー  
理論研修会（11月13日 川崎市教育文化会館）願書受付コーナー  
SAK事務局では、受付いたしませんので、願書は不備のないように、また、早めの提出を勧めます。